

## 空調・換気ダクト清掃JADCA仕様

### 1 仕様・工法

- ・ダクト清掃については公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年度版 第3編 第2章 2. 2. 7「既設ダクトの再利用」及び2. 2. 8「ダクト清掃」による。
- ・空調・換気用ダクト清掃工法については「建築物の空気調和用風道の内部清掃工法の開発（昭和60年建設省告示 第1157号）」認定工法、一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会（以下JADCA）「空調用ダクト清掃技術評価制度」認定工法 又は、同等以上の効果を証明できる工法とする。尚、原則としてダクト等の取り外しは行わない。
- ・空調・換気用ダクト清掃工事は、「建築物における衛生環境の確保に関する法律」における建築物空気調和用ダクト清掃業に登録をしたものが行うものとする。
- ・空調・換気用ダクト清掃についてはJADCA出版「JADCAスタンダード2018空調版」（以下JADCAスタンダード）に準ずる。

### 2 調査及び評価・報告

- ・空調・換気用ダクト清掃の調査及び評価・報告についてはJADCAスタンダードに準ずる。
- ・調査及び評価は、空調・換気設備の汚染診断及び清掃評価に関して専門的な知識と技術を兼ね備えた以下の者が行う。
  - \* 空調システム診断士（JADCA認定）
  - \* 監督職員が同等の技術と知識、経験を有すると認められた者
- ・報告書類はJADCAスタンダード並びにJADCA統一様式を参考とし、作業を適切に実施した記録として提出する。

### 3 作業前後調査

- ・清浄度測定 : 作業前後には、ダクト系統毎に拭き取り法により付着・堆積粉じん量を測定する。  
また、作業後にはダクト系統末端部において浮遊微生物濃度を測定する。
- ・写真 : ダクト系統毎に、ダクト内・吸込口・チャンバー内・ダクト開口等の撮影をする。
- ・判定基準 : 付着・堆積粉じん量は1.0g/m<sup>2</sup>以下とする。浮遊微生物については、総菌量30cfu/m<sup>3</sup>以下とする。

\* 参考：一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会（JADCA） HP <http://www.jadca.jp/>